

骨髓ドナー応援宣言。

浜松市骨髓移植推進補助金交付事業



骨髓ドナーには

最大14万円
を補助

骨髓・末梢血幹細胞(骨髓等)の移植において、非血縁者間では、数百から数万分の1の確率でしか白血球の型が一致しません。1人でも多くの患者さんが骨髓等移植のチャンスを得るためにには、より多くの人の理解と協力が必要です。浜松市では、ドナー及びドナーが就業する事業所に補助金を交付することで、骨髓等を提供しやすい環境を整備しています。

対象



骨髓等の提供を行ったドナー



最終同意を行った後、自己都合以外の理由
により骨髓等の提供が中止となったドナー

補助金の額

骨髓等の提供に要する通院又は入院の日数に応じて

1日=2万円（上限7日間・14万円）

要件

- 骨髓等を提供した又は提供が中止となった時点で、市内に住所を有していること。
- 公益財団法人日本骨髓バンクを介して提供していること。

申込方法

浜松市所定の申請書に必要な書類を添えて提出（詳しくは、浜松市ホームページをご覧ください。）
※申込期限は、ドナーが骨髓等の採取に伴う入院をして退院した日の翌日、中止者にあっては中止日から起算して1年以内。



ドナーが就業する事業所

骨髓等の提供に要する通院又は入院のために
ドナー休暇を取得させた日数に応じて

1日=1万円（上限7日間・7万円）

- 国内の事業所で、国、地方公共団体及び独立行政法人ではないこと。
- ドナーに必要な通院のための特別休暇（ドナー休暇）を取得させていること。



もっと知りたい、補助金のこと。

補助金の交付要件、申請書ダウンロード
など、詳しくは、浜松市ホームページへ



知ってください、ドナーのこと。

（公財）日本骨髓バンクのページへ



【お問い合わせ】 浜松市保健所保健総務課 〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号
電話：053-453-6111 E-mail: hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp